

アフガニスタン難民救援国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

1979年のソ連軍の侵攻以来内戦状態に陥ったアフガニスタンにおいては、タリバーンが国土の8割から9割を支配し、反タリバーン派（北部同盟）と軍事的に厳しく対峙していた。本年9月11日、アメリカ合衆国のワシントン、ニュー・ヨーク等において、民間航空機によるテロ事件（以下「同時多発テロ事件」という。）が発生し、両者間の武力衝突が激化した。アフガニスタン情勢との関連で、国際社会は、これまでタリバーンに対してオサマ・ビン・ラーデンの引渡し等適切な対応を求めてきており、また、アメリカ合衆国は同時多発テロ事件がオサマ・ビン・ラーデン及びそのテロ組織によるものであると断定し、タリバーンがオサマ・ビン・ラーデンの引渡し等に応じない場合には軍事行動もあり得るとしていた。これに対し、タリバーンは対決姿勢を示していた。このため、従来からの多数のアフガニスタン避難民及び難民に加え、同時多発テロ事件に伴う紛争の影響を回避すべく、同国内外で同国国民の大規模な移動の動きが見られた。

こうした中で、9月27日にコフィ・アナン国際連合事務総長から総額5億8千万ドルのドナー・アラートが発出され、10月4日に我が国は、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）を始めとする各種の人道救援機関の行う人道救援活動に関し、今後の具体的拠出要請に応じ全体として20%程度、最大1億2千万ドルまでの支援を行う用意があることを表明した。

また、9月21日、UNHCRより我が国に対し、パキスタン・イスラ

ム共和国における人道的な国際救援活動のための物資の提供及び当該物資のパキスタン・イスラム共和国への輸送について要請があり、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成４年法律第７９号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、パキスタン・イスラム共和国については、同法第３条第２号に規定する紛争当事者に当たらなかったため、紛争当事者間の停戦合意はそもそも必要とされなかったほか、同号に規定する人道的な国際救援活動が行われることへの同意及び同法第６条第１項第２号に規定する国際平和協力業務の実施についての同意がいずれも得られていた。また、我が国として現地の治安情勢、空港施設の状況等について情報収集等を行うため現地に派遣した調査団からは、空港警備を含めパキスタン空軍から全面的な支援を得られること等が確認されたことなどから、業務の遂行上特段支障はないとの報告がなされた。

これらを踏まえ、我が国は、１０月５日、「アフガニスタン難民に係る物資協力の実施について」、「アフガニスタン難民救援国際平和協力業務の実施について」及び「アフガニスタン難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成１３年政令第３２６号）」の閣議決定を行い、UNHCRからの要請に対して協力を行うこととし、同日、アフガニスタン難民救援国際平和協力隊を設置した。

我が国は、以上の経緯をもって、自衛隊の部隊により、輸送分野における国際平和協力業務を実施するとともに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、派遣先国政府その他の関係機関と自衛隊の部隊との間の連絡調整分野における国際平和協力業務を実施したものである。

２ アフガニスタン難民救援国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 輸送業務の概要

山地英一 1等空佐以下 138名の航空自衛隊のアフガニスタン難民救援空輸隊（以下「空輸隊」という。）は、C-130H型輸送機6機による輸送業務を実施すべく、国際平和協力本部による研修等を経て、本年10月6日に愛知県の小牧基地を出発し、同月9日にパキスタン・イスラム共和国の首都イスラマバードのチャクララ空軍基地に到着し、同日、UNHCR現地事務所へ輸送物資を引き渡した後、同月12日に全員が無事小牧基地に帰還した。

なお、今次輸送業務については、我が国とパキスタン・イスラム共和国との間の飛行距離が約9,000キロあり、途中フィリピン共和国、タイ王国及びインドにおいて給油等を行う必要があった。

また、今次輸送した物資は、テント315張、毛布200枚、スリーピングマット20枚、給水容器400個及びビニールシート75枚であった。

(2) 連絡調整業務の概要

内閣府から派遣された連絡調整要員は、国際平和協力本部による研修を経て、本年10月5日から業務を開始し、イスラマバードに2名配置され、パキスタン・イスラム共和国政府当局、UNHCR等と空輸隊との間の連絡調整業務に従事した後、同月12日に本邦に帰国した。

連絡調整要員は、空輸隊と密接に協力しつつ、パキスタン・イスラム共和国政府当局、UNHCR等とも積極的に接触して、空輸隊が輸送業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集に努めた。

3 まとめ

我が国が実施した活動は、アフガニスタン難民のために国際社会が実施している人道的な救援活動に協力するものであり、パキスタン・イスラム

共和国に所在するアフガニスタン難民の置かれていた困難な状況の改善に寄与することにより、我が国として国際平和のための努力に貢献することができたものと考えている。また、今回の我が国の活動は、UNHCRから高い評価を得ており、アフガニスタン難民を抱えるパキスタン・イスラム共和国に対する協力の観点からも意義深いものがあり、極めて時宜にかなった協力であったと考えている。

今回の国際平和協力業務については、短期間での準備を余儀なくされ、10月7日からはアメリカ合衆国によるアフガニスタンへの空爆が開始されたことなどタリバーンとアメリカ合衆国政府との緊張関係から実施について予断を許さない状況であったが、適切な情報収集を行うとともに、航空輸送に関する専門的な技術、知識、経験等を蓄積している空輸隊が個々の要員の能力及び組織としての力を十分に発揮することにより、効果的かつ安定的に業務を実施し、これを完遂した。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施にかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考)

C-130H型輸送機飛行経路

